

事業所税の加算金について

(令和5年12月31日以前に申告書の提出期限が到来するもの)

事業所税では、提出期限までに申告がない場合や、申告した税額が過少であった場合には、加算金が課されます。

不申告加算金

(地方税法第701条の61第2項から第5項)

<対象>

事業所税では、原則として以下の1から3の場合において、申告、決定または更正により納付すべき税額に対して下表の割合を乗じた不申告加算金が課されます。

- 1 期限後申告をした場合または決定を受けた場合
- 2 期限後申告をした後に、修正申告をした場合または更正を受けた場合
- 3 決定を受けた後に、修正申告をした場合または更正を受けた場合

<対象税額と割合>

納付すべき税額等		割合
原則	50万円以下の部分	15%
	50万円を超える部分	20% (5%加重)
更正や決定があるべきことを予知しておらず申告した または修正申告をした場合		5%
加算金の 加重措置	期限後申告、修正申告の提出または更正、決定を受けた 日の前日から起算して5年前までに不申告加算金または 重加算金を課されたことがある場合 ※過去の不申告加算金については、更正や決定があるべきことを予知して おらず申告したまたは修正申告した場合は除きます。	10% (加重)

次のすべてに該当する場合、不申告加算金はかかりません。

- 1 提出期限から1か月を経過する日までに申告が行われている
- 2 1で申告した税額の全額が期限までに納付されている
- 3 申告書提出日の前日から起算して5年前の日までの間に、事業所税について不申告加算金又は重加算金を課されたことがない (以前にこの規定を受けていない場合)

過少申告加算金

(地方税法第 701 条の 61 第 1 項)

<対象>

事業所税では、原則として提出期限までに申告した場合において、更正を受けた場合または修正申告をした場合は、更正または修正申告により納付すべき税額に対して下表の割合を乗じた過少申告加算金が課されます。

<対象税額と割合>

納付すべき税額等	割合
更正または修正申告により納付すべき税額	10%
更正または修正申告により納付すべき税額のうち申告期限内に申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分	15%(5%加重)

修正申告書を提出した場合で更正があるべきことを予知してされたものでないときは、過少申告加算金はかかりません。

重加算金

(地方税法第 701 条の 62 第 1 項および第 2 項)

不申告加算金、過少申告加算金が課される場合で、課税標準額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽または仮装したことによる場合は、重加算金（不申告加算金に代えて 40%、過少申告加算金に代えて 35%）が課されます。

端数処理について

(地方税法第 20 条の 4 の 2 第 2 項および第 5 項)

<計算の基礎となる税額>

基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

基礎となる税額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

<加算金額>

加算金額に 100 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

加算金額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

[お問い合わせ先]

名古屋市栄市税事務所法人課税課（事業所税担当）電話 052-959-3306

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号

(NHK名古屋放送センタービル 8 階)